



アメリカ合衆国における民事紛争解決のための課題 (民事紛争, その課題と展望<特集>)

檜村, 志郎

(Citation)

自由と正義, 41(4):54-60

(Issue Date)

1990-04

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(Rights)

© 檜村志郎 無断転載禁止

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006580>



アメリカ合衆国における 民事紛争解決のための課題

榎村 志郎
神戸大学教授

一 問題とされているもの

アメリカの民事司法がいくつかの深刻な「問題」をかかえているということは、裁判官や法律学者によって書かれた文献から推測できる。これらの問題とは、概ね、裁判所の能力を超える法律事件の量的増大、および裁判という問題解決の方法の限界をあらわにする種々の現代的事件の増加などであるという。¹⁾ 法律事件の量的増大は、裁判の長期化を導き、当事者や社会一般に対する裁判の意義の低下という結果を導びく。その一方で、事件の複雑化は、事件への法律的決定を困難にし、裁判の意義低下というこの結果を加重することになる。

この問題は、法社会学の観点からは、社会変動と裁判との相互的影響を示す問題の一例として関心を引く。だがこの問題を社会学的に一般化して

とらえるということには難しい点も多い。社会を構成する部分集団のうちいいかたなる集団やいかなる個人が裁判の必要を感じるのか、その必要をどのようにとらえるか、裁判以外にその必要を満たすどのような手段が存在するのか、これらの基礎的な問題に十分答えうるだけのデータがまだ存在しないからである。

社会に生ずるさまざまな多量の法律事件が裁判所に過度の負担を負わせているという現実、アメリカや日本に限らずさまざまな異なった文化をもつ社会で観察されている（カベレッティ&ガースニョ²⁾）。直観的にいうと、社会が産業的にも政治的にも高度に多元的になり、その活動が活発化していくにつれて、大量の法律事件が裁判所にもたらされてくると推測できる。だが、このような一般的な傾向についてさえも、はっきりとそれを示すデータが存在するわけではない。さらにすんで、裁判の遅延を解消するにはどのような施策

策が効果的であるのか、また、複雑な法律事件について裁判の質を一定限度に維持しつつ効果的な決定をおこなうにはどのような方法が適切か、などについても決定的な答えが存在してはいない。裁判の法社会学はなお未発達なので、まだ技術的な知識を提供することはできない状態にある。だが近年の法社会学研究をみると、逆に裁判の限界と改革をめぐる実践的、政策的な議論に刺激されて、いくつかの経験的知見が導かれた。それらの知見は、実践的な見地からの診断や提案のさしめす方向に対して、全面的に調和するものではなく、むしろ批判的な含意をもつものが多く、³⁾ 裁判の改革を巡る議論にも寄与するものと思われる。それだけでなく、これらの研究からは、現代社会における裁判所の活動が一般的にいかなる性質のものであるかについて教えられるところがある。本稿では、その論点のいくつかを紹介・検討したいと思う。

二 裁判事件の量を決定するもの

アメリカ合衆国では、裁判所に対して多すぎる訴訟事件がもちこまれているという。そして、その主因は社会の産業的發展であると推測されている。だが、はたして訴訟は増加しているのか。またどのような訴訟が増加しているのか。これらは州裁判所の事件統計が最近まで整備されていなかったこともあって、なお不明な点が多いといわれる (Galanter : 1983)。

人口比でみた事件数を一〇〇年前後の期間で測るような長期的な時系列的研究によれば、裁判所にもちこまれる事件の数が一般的に単線的に増大しているという結果は得られていない (Daniels : 1984)。ある研究では、都市部の裁判所と郡部の裁判所が比較されたが、はじめは都市部において人口比事件数がより大であるが、時代が下るにつれて都市部と郡部の間の差異が消失するという結果が得られている (Friedman & Percival : 1976)。だが、別の地域での追試では、産業的發展と人口比事件数とのあいだの統計的に有意な相関は得られたものの、そのパターンは直線的でもまたは初期の上昇後の緩やかな増加を示す曲線でもなかった。さらに、ある地域により焦点をしばって、異なった審級の裁判所をとりあげ、時系列的に比較してみると、各裁判所によって人口比事件数の変化パターンは著しく異なり、また各裁判所の人口

比事件数の変化の一部は、同一地域の他の裁判所の創設などの事情によって発生することなどがわかってきた (Daniels : 1984)。

裁判所の審級によって社会的影響への敏感さは異なるのである。連邦最高裁判所の人口比上訴事件数は単線的に増大してゆく (McLauchlan : 1984) が、別の研究によるといくつかの州最高裁判所の人口比判決事件数はむしろ減少している (Kagan, et al. : 1977)。この差異が、提訴と判決という指標の差異によるのか、連邦と州の相対的な比重の変化によるのか、各裁判所の事件構成の差異によるのかは不明である (Daniels : 1984)。

一般的にいえることは、異なった審級の裁判所での人口比事件数の変化を見ると、それらは互いに異なった力学的に従っているということであろう。下級裁判所の人口比事件数は上級裁判所の一〇〇倍にもなることがある (Galanter : 1983) ので、裁判所の人口比事件数が上級と下級とは異なった変化パターンに服しているとしても不思議ではない。

一般的にいつて、下級裁判所は産業發展という環境の影響を受ける度合いがより大きいかもしれないということになると、裁判所制度を全体としてみて、その社会経済的環境からの影響を一般的に問題にすることはあまり現実的でないということにもなる。さらに裁判所が上級と下級とで違った活動パターンをもち、実効性に差異があるとすれば、上級と下級の裁判所の活動のあいだの相

互作用はさらに複雑なものになるだろう。

民事司法制度に関する経験的研究のこの結果からみると、アメリカ民事司法の「危機」が今日に至る産業的發展によって直接的にもたらされたものであると確実にはいえない。なぜなら、社会経済的發展が民事司法に及ぼす影響は単純なものでもないし、司法制度内部の諸要素の相互作用が含まれているからである。

要するに、同じ産業的条件のもとにあっても、民事司法体制を構成するうえで異なった地位にある裁判所は、これに対して違った反応をおこなう傾向がある。連邦制をとるアメリカ合衆国の裁判所に比べて、それをとらないわが国の裁判所はより単一な制度である。だから、これらの調査結果からただちにわが国の問題にとっても意義のある意味をひきだすことはできない。それでも、わが国においても事件を管轄する裁判所がつねにただ一つに定まるということはいえないし、労働事件のように労働委員会と裁判所の双方に同時に、係わりある事項もある。したがって、民事司法内部の諸機関の異質性と相互作用というこの現象は、わが国の問題を考えていくうえでまったく無関係なものともいえない。

三 裁判活動を決定するもの

実践的論議ではしばしば、近年の産業活動の複雑化が、伝統的な紛争解決手法をとる裁判所によ

って適切な処理が困難な事件を生み出しつつあるといわれる。また、ある種の社会経済的活動の司法へのアクセスを拡大するためには、裁判所ではなくそれ以外の司法機構を用意する必要があると論じられる。

ところで、こうした考えの背景には、民事法律事件というものがある本来自然な形式としては、伝統的な解決手法としての裁判によって解決されるはずだ、という想定がある。

実際に、裁判手続きをおおまかにいゆる当事者対立主義型と糾問主義型とに分けて、欧米の大学生を被験者としてどちらの型の裁判手続きを好むかを問題にすると、当事者対立主義の手続きを糾問主義に比較してもっとも好むのはアメリカの被験者である(Lind, Erickson, Friedland, & Dickenberger: 1978)。その他の証拠もあわせて考えると、アメリカの文化においては、裁判の正当性を基礎づける観念のうちで、当事者対立ということがもっとも重要視されていると推測できる。

だが、いくつかのデータがしめすところによれば、このような全体社会の水準で想定される規範は裁判手続きを実際に規律しているとはいえない。アメリカにおいては、裁判所にもたらされた事件の多数は、正式の裁判(トライアル)にいたらない。対立する当事者に対して比較的受動的な第三者が判定を下すという裁判はアメリカにおいて伝統的に実際に採用されてきた事件処理の方式では

ないのである。さしあたり、民事司法の社会的システムにおいて裁判所の占める比重の圧倒的な高さを疑うことはできないにしても、その裁判所というものを主として裁判という事件処理をおこなう機関とみることは事実と反するのである(フリー・1988)。

裁判所において多数の事件に裁判がおこなわれないということの一つの原因は、正式裁判前の和解という手段が手続き上利用できる、ということにもとめられるようである。

多くの訴訟当事者は、訴訟を正式の裁判の段階にいたるまで追求することは稀であって、多くの訴訟は正式裁判前の和解におわる。和解の量に関するデータはなお散漫であるが、この傾向は、以前から存在しており、今日の社会の産業的發展によって生じてきたものではないらしい。

和解においては、裁判官は、弁護士に対して和解を示唆するなどの手続き的な次元での働きかけをおこなうだけでなく、請求の折半を提案するなどのより積極的な働きかけをおこなっているようである(Wall, Jr. & Schiller: 1982)。和解における裁判官の行動原則については、一般の原理のうえでの一致ではなく、頻繁に利用される非威嚇的な特定の技術(弁護士によって提案されていない解決を提案する、和解の期日を裁判所準則によって要求されていないときにも設定する、など)の許容性についての個別的な一致が観察されている(Wall, Jr. & Rude: 1988)。

このような点をとらえて、和解における裁判官の社会的役割は、「管理者」的なものとなるなどといわれているが(Resnik: 1982)、そうだとすると、裁判官の行動はトライアル中心の場合とは異なった限界のなかにおかれているわけである。つまり、かれらの行動を規律するのは、当事者と裁判官との役割分担に関する、法律職業に伝統的な、当事者主義の規範ではなく、むしろより一般的な、社会的対立の管理者の規範としての規範、とりわけ対立当事者に対して威嚇的な行動をとらないという規範となっている。多くの訴訟は、当事者対立主義という、社会的、文化的に正当視される手続き規範ではなく、裁判官の権威と当事者の自主性とのあいだを非威嚇的にとりもち、合意に基づく解決をもたらすという人間関係の管理者の規範にしたがっておこなわれているのが通常の姿にちかいいえよう。

なぜ裁判の実際においては、文化的に好まれなにもかかわらず、和解がおこなわれるのだろうか。和解の利点についてはさまざまな主張がおこなわれているが、裁判外の制度をふくめて個別的に少数の(必ずしも相互に一致しない)経験的一般化があるにとどまり、第三者や当事者のどのような行動や姿勢がそれらの利点を実現する傾向をもつのかは、なおあきらかでない点が多々ある。だが、いくつかの推測は可能であろう。

当事者がどのような点で対立し、また、どのような社会的関係にあるのかは、一般に和解への傾

向を説明する因子と考えられる。

いくつかの報告によれば、アメリカにおいても和解は、正式裁判前でも裁判所外でも、規範的決定を回避するという内容の特段としてしていることが多い。このことは和解が当事者の同意による解決であるために、法律的责任を認める必要も動機づけも薄いという事情から理解できる。多くの通常の民事法上の問題では、当事者は法律的责任の明確化ということ以上に、事件の経済的な解決を求めている。したがって、和解へと向かう動機づけが生じうるといえる。

当事者が継続的な社会関係にあるときには、この社会関係を維持しようという動機づけが働く場合が多い。このほか、相互の役割関係が多かれ少なかれ明白であるあいだは規範的混乱の程度も低い。したがって、規範の一致を核として、和解へと向かう動機づけが生じうるであろう。

一方または双方の当事者が法律的责任の明確化を求めている比較的小数の事件でも、判決、正式審理での対決以外にも、法律的责任またはその類似物の明確化が可能である場合もある。たとえば、マスメディアを通じての訴えがすでにおこなわれていれば、法律的责任を判決やトライアルで明確化する必要性は相対的に減少する。

以上のように、民事法律事件には、文化的な正当性に欠けるにもかかわらず、判決や正式審理での対決を積極的に回避して、和解へと当事者を促すいくつかの傾向が見い出されるといえる。もっ

とも、その傾向にしたがうことがつねに称賛すべきことといえないのは当然である。

いずれにせよ、アメリカの裁判所における和解の頻度の高さを、こうした傾向の結果としてある程度理解することができるとすれば、少なくとも和解、ひいては裁判所外のその他の自主的解決を、裁判所の混雑の解決策としてのみ理解することはできない、ということはあるであろう。

さらに、一部の民事事件の裁判所からのディヴァージョンという考え方のひとつ不都合のいくつかもここから示唆される。つまり、正式裁判前の和解は、正式審理や判決の前段階でおこなわれることから、公式の法律が比較的に重みをもつものになりやすい。これに対して、非法律家による調停は、法律の一般的效果のより及ばないものになりやすいと言えよう。そのような調停が現代社会において正当性をもちうるためには、当事者の自己決定権や自治的コミュニティの再興という、法律外的な社会—文化的価値に自覚的に接近していく必要があると考えられる。

四 含意されるもの

本稿では、アメリカ合衆国の民事司法の直面する問題を理解するための一つの視角として、民事司法の全体的構造および民事司法活動などに内在する社会的圧力に注目する観点を提案した。この見方によると、民事司法制度は、制度全体として

は、多くの経済環境的な要因、複合的の制度の内部に働く相互規定関係、また制度の日々の活動のなかで双方当事者と裁判官その他の職業的関与者との間で生じる複雑な社会的相互作用から成り立つものだということになる。本稿では、さまざまな法律事件が発生する背景となる社会構造の性格や変化、事件がこの制度にもたらされる経路の多様性、法律家、カウンセリングなどの心理実務家などの人間関係技術家の、養成、そのイデオロギー、組織的政治的活動などのもつ問題はとりあげることはできなかった。これらの領域にも目を向けていくならば、アメリカの民事司法制度が、複雑で、動的なものであることがよりあきらかになっていくであろう。本稿でのデータにせよ、少なくとも、司法改革論議はこれらの圧力が何をもたらすかという問題により大きな注意を払う必要があると感じられる。

〈注〉

- (1) このような観点から、アメリカ合衆国における裁判所改革論議では、裁判所の処理能力を向上させるために、和解などの方法による、法律事件のより効率的な審理とともに、法律事件を裁判外で処理するための代替的解決手段の採用の可能性が語られるようになった(フィーリー:1986、ケイ・ディッシュ:1986a)。このような動きは、社会構造的条件が大きく異なるにしても、古くはマックス・ウェーバーが非形式的司法への動きとよんだ「自由法運動」に比較することもできるし、ま

た第二次世界大戦前のわが国における調停の制度化に比較することもできる。この傾向は、パーガー元最高裁判所長官が、裁判所の混雑、事件処理方法の革新、裁判外の代替的事件処理方法の採用という、司法運営論上の諸問題に積極的に対処する姿勢をとったことによって、より一層加速された（オブライエン：1987）。わが国においても、このようなアメリカ合衆国の動向に部分的に触発されながら、裁判所の運営という点に問題を見出し、その改善を模索する提案がしばしばおこなわれているのも当然のことである（小島：1987、井上：1987）。

(2) たとえば、アメリカ民衆の反法律家傾向の歴史的研究をおこなったアウアバックは、裁判外の代替的紛争解決手段の探求がはじめ民衆の司法への感情を反映したものであったが、つぎのように、一九七〇年代にはそのような基礎を失ったものとみている。かれによれば――

一九七六年のABAその他の団体の主催による司法に対する民衆の不满に関する会合は、非公式の代替手段の法律化を決定的に進めた。組織のリーダーたちは、ウォーターゲート後の法律家に対する批判と自信喪失の反動として、問題を狭く、裁判所の過重負担として限定した。パーガー連邦最高裁判所長官によれば、「基本的に健全なメカニズム」は、近代的な効率化を必要とする。裁判所改革が会合参加者の主たる関心事であり、裁判への不満の原因は「単純な負担過重」と合意された。

裁判外の代替的紛争解決制度はその後流行の概

念となったが、もはや地域共同体の有効化の手段としてはとらえられなかった。実務においては（意図されたこともあればそうでない場合もあるが）それらは、ごく最近になって裁判所を通じて自己の権利を保護したり伸張したりすることができるようになった、不利な地位にある人々の事件に対処するものとして用いられた。それは、消費者苦情、収監者の苦情、少年者や老年者の問題、少数民族の権利主張等に対する万能薬とみなされた。人種や階級や年齢や出身によって差別された人々は、正義と司法へのアクセスの拡大の美名のもとに、法的救済の限定の見とおしに直面することになった（Auerbach：1983, 123—125）。

以上のようなアウアバックの解釈に対して、わたくしには論評するだけの準備はない。しかし、このような論調はフィリー：1988 Galanter：1983 などにも共有されている。Trubek：1988 はこのような論調を共有する諸研究を概観している。

(3) わが国では、複数の法規範システムが共存するという一般的な事情はないが、たとえば民事調停や損害保険制度と民事裁判の間にはこのような相互規定関係が見られるようである（平井：1979）。

(4) 州裁判所に係属する事件の大半は離婚その他の家族法事件であるという（Pearson & Thoenes：1984）ことは興味深い。

(5) アメリカ合衆国のはか、ドイツ、フランス、イギリスが対象とされたが、いずれの国でも当事者対立主義がより好まれる傾向があった。なお、これらとの比較でいうと、法律的問題に対処する上

でわが国の人々が心理的に好むといわれる「話し合い」の理念（木下：1982）は、「理屈」や「主張」を嫌うという点で当事者対立主義とは異なり、また「絶対的な正義」や「制度」を嫌うという点で糾問主義とも異なるといえよう。

(6) ローゼンバーグ：1989の議論は裁判所制度の理解における「当事者主義」の重要性を裏付けている。だが、一般に抱かれている印象とは逆に、アメリカ社会には、裁判や法律家を拒絶する一貫した文化的潮流も存在している。裁判外の代替的紛争解決手段をもとめる法律家の最近の傾向は、このような文化的潮流のもとで理解できるのではないかと思われる（Auerbach：1983, pp. 115ff を参照）。

(7) 和解に対する裁判官の関与は、和解のための協議（settlement conference）が裁判規則上要求されているときにもっとも多様性に富んでおり、トライアル前協議（pretrial conference）も和解のための協議も裁判規則上要求されていないときにもっともそれに乏しい、という調査結果（全国の原告側被告側のトライアル弁護士組織メンバー一〇〇名へのインタビューによる）がある（Wall, Jr. & Schiller：1982, p. 37）。

(8) 既に一九三五年に公表された研究によれば、連邦裁判所に提起された全民事事件の約七〇％が裁判官や陪審の決定にまでいたらなかったというデータがあるという（Resnik：1982, p.385, note 55）。

(9) この規範は、弁護士を含む職業的訴訟関係者のあいだでは制度化がある程度まで進んでいると思

われる。たとえば、裁判官が和解をより促すために裁判期日を早めたり遅くしたりして弁護士に圧力を加えることは、弁護士たちからは威嚇的で許されないといみなされている。だが、より広い範囲の制度化がどの程度達成されているか、たとえば、当事者が和解とトライアルとを十分な情報を得た上で選択しているかどうかについてはなお検討が必要であろう（Galanter, Marc : 1988 を見よ。なお樫村 : 1983, 1989, 公表予定も関連した問題を扱っている）。

- (10) いづかあざむく McEwen & Maiman : 1984, Vidmar : 1986, Pearson & Thoennes : 1984.

(11) ギャランターは、裁判外交渉においては規範的に複雑な内容の合意・条項が回避される傾向があることを示唆している。たとえば、大量不法行為事件の和解では、規範的判断を示唆する表現は慎重に回避されるし、自動車事故保険金支払をめぐる個別、少額の交渉でも、規範的考慮は単純化され、事件の微妙な差異や特有性が消去される傾向があるという（Galanter : 1988, pp. 77—78.）。

文献

- Auerbach, Jerold S. : 1983 *Justice Without Law ? : Resolving Disputes Without Lawyers*. Oxford University Press.
- フィーリー、マルコム・M. : 1988 「アメリカにおける裁判外紛争処理手続きの動向について」（田頭章一訳）『ジュリスト』九二〇号、七六—八二頁。Friedman, Lawrence & Percival, Robert V. :

1976 "A Tale of Two Courts : Litigation in Alameda and San Benito Counties", *Law & Society Review* vol. 10, 267. Galanter, Marc : 1983 "Reading the Landscape of Disputes : What We Know and Don't Know (And Think We Know) About Our Allegedly Contentious And Litigious Society" *UCLA Law Review*, Vol. 31, No. 4, 4-71.

Galanter, Marc : 1986 "The Day After the Litigation Explosion" *Maryland Law Review*, vol. 46, 3-39.

Galanter, Marc : 1988 "The Quality of Settlements" *Journal of Dispute Resolution*. Vol. 1988, 55-84.

平井宜雄（編著）：1979 「現代法律学の課題」『法律学』日本評論社。

井上治典：1987 「紛争処理機関の多様化の中の選択」『ジュリスト』八七五号、一〇八—一一三頁。

Kagan, Robert A. et al. : 1977 "The Business of State Courts, 1870 - 1970" *Stanford Law Review*, vol. 30, 121

カベリニヤ、マウロ & ガース、ブライアント : 1981 『正義へのアクセス：権利実効化のための法政策と司法改革』（小島武司訳）、有斐閣

樫村志郎：1983 「自主的解決」『岩波講座・基本法学Ⅱ・紛争』（新堂幸司他編）、岩波書店。

樫村志郎：1989 『「ゆるい」の法社会学』弘文堂。

樫村志郎・公表予定 「交渉と和解」『法の行動科学』（木下富雄・棚瀬孝雄編）、福村出版。

木下富雄：1982 「日本人の法への態度と行動—

—とくに紛争解決との関係について」『ジュリスト』七六二号、八八—九五頁。

ケイディッシュ、サンフォード・H. : 1989 「批判されるアメリカの法律家」（井上正仁訳）『ジュリスト』九四一号、七八—八二頁。

小島武司：1987 『迅速な裁判』中央大学出版部

Lind, E. Allan, Erickson, Bonnie E., Friedland Nehmia, & Dickenberger, Michael : 1978 "Reactions to Procedural Models for Adjudicative Conflict Resolution : A Cross National Study" *Journal of Conflict Resolution*, Vol. 22, No. 2, June 1978, 318-341.

McEwen, Craig & Maiman, Richard : 1984 "Mediation in Small Claims Court : Achieving Compliance Through Consent" *Law & Society Review* vol. 18, 11.

McLaughlin, William P. : 1984 *Federal Court Caseloads*, Praeger Publishers.

オブライエン、デイヴィッド・M. : 1987 「アメリカ合衆国最高裁判所——ウォーレンからバーガーとしてレンクイストへ——」『アメリカ法』一九八七年第二号、二七九—二九五頁。

Pearson, Jessica & Thoennes, Nancy : 1984 "Mediating and Litigating Custody Disputes : A Longitudinal Evaluation" *Family Law Quarterly*, vol. 17, No. 4, 497-524.

Resnik, Judith : 1982 "Managerial Judges" *Harvard Law Review*, vol. 96, no. 2, 374-448.

ローゼンバーク・M. : 1989 『民事司法の展望——裁判所の役割と司法改革』（小島武司・大村雅彦編訳）中央大学出版部

Trubek, David M. : 1988 "The Handmaiden's Re-

- venge: On Reading and Using the Newer Sociology of Civil Procedure" *Law and Contemporary Problems*. Vol. 51, No.4, Autumn, 1988, 111-134.
- Vidmar, Neil:1986 "The Mediation of Small Claims Court disputes: A Critical Perspective" Research on Negotiation in Organizations, vol. 1, p. 187
- Wall, Jr., James A. & Rude Dale E.: 1988 "The Judge's Role in Settlement: Opinions From Missouri Judges and Attorneys" *Journal of Dispute Resolution*, vol. 1988, 163-173.
- Wall, Jr., James A. & Lawrence F. Schiller: 1982 "Judicial Involvement in Pre-Trial Settlement: A Judge is Not a Bump on Log" *American Journal of Trial Advocacy*, Vol. 6, No. 1, Summer 1982, 27-45.